

北名古屋市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年4月6日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

4 北 生 第 3 8 号

令和4年3月31日

北名古屋市代表監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市代表監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年2月25日付け4北監第9号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜生涯学習課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

文化勤労会館舞台管理業務において、操作・保守管理を行う常駐者は、保有資格及び経験年数の条件を定めて契約しているため、その条件を確認すること。

(2) 庶務事務について

宿泊を伴う旅費の出張伺いと復命書に、一部記載漏れがあった。

(3) その他

歴史民俗資料館において頒布する冊子のうち、経年や保存状況等により価値が滅失したものは一定の時期に整理すること。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、委託業者が資格を満たすことを書面で確認したうえで、提出いただきました。

(2) 指摘事項については、今後、出張に係る事務処理を適正に行います。

(3) 指摘事項については、経年や保存状況等を確認し、整理を行います。

3 【監査委員意見】

社会教育関係団体活動費補助金は、活動に要する経費に対し交付することにより、団体の円滑な運営を図り、もって社会教育の振興を図ることを目的としている。補助の現状においては、対象団体は固定され、長期的に交付し、一部では補助金額以上の繰越金がある団体への交付をしている。公益及び公平性の確保から必要最小限の費用を補助すべきものであり、活動計画や実情を十分検証したうえで本来の目的に照らし、交付額や算定基準のほか対象団体を見直すことも検討していただきたい。

4 【措置状況】

一部の団体に対して補助金の積算根拠を均等割及び人数割で算出していたものを、令和4年度から、事業費補助に改めます。

なお、対象団体の見直しは、今後検討していきます。